

障がい者又は障がい児（以下「障がい者等」という。）の日中における活動の場を確保することにより、障がい者等の家族の就労を支援し、及び障がい者等の日常的に介護している家族の一時的な休息を促し、もって障がい者等の福祉の増進を図ることを目的とした事業です。

●対象者

市内に住所を有する在宅の障がい者等で次のいずれかの条件を満たす方

- ・身体障害者手帳を所持
- ・療育手帳を所持
- ・精神障害者保健福祉手帳を所持又は自立支援医療受給者証（精神通院）や医師の診断書により、精神障害者であることが認められる障がい者等
- ・特定疾患医療受給者証や医師の診断書により難病患者であることが認められる者

●申請書類

- ・利用申請書（様式第29号）

※代理申請可能。

●利用方法

市と契約をした事業所からご自身で選択して、利用契約を結んでください。

事業所	住所	電話番号	利用対象
山形県立こども医療療育センター	〒997-0013 上山市河崎 3-7-1	023-673-3527	障がい児
山形県立やまなみ学園	〒993-0033 長井市今泉 1812	0238-88-9311	障がい児
福祉支援センターすぎな	〒993-0073 長井市森字和合 654	0238-88-2079	障がい者、障がい児
希望が丘 しおり 希望が丘 まつのみ寮	〒999-0134 川西町大字下小松 2045-20	0238-46-3100 0238-46-3103	知的障がい者、障がい児
白鷹陽光学園	〒992-0774 白鷹町大字山口 408	0238-85-3030	身体・知的障がい者、障がい児
障がい者支援施設南陽の里	〒992-0472 南陽市宮内 1204-3	0238-59-1030	身体障がい者
多機能型事業所すまいるはーと	〒992-0264 高畠町大字馬頭 1043-4	0238-40-8212	身体・知的障がい者、障がい児
しょうがい者支援施設 松風園	〒992-1122 米沢市万世町梓山 5494-1	0238-28-7710	知的障がい者
Re はーとえいる	〒992-0056 米沢市直江町 7-16	0238-33-9069	障がい児、重症心身障がい者
あゆむ	〒993-0054 長井市清水町 1-8-1	0238-87-8888	障がい児
障がい者自立支援センターさくら	〒999-2231 南陽市二色根字綿打 432-3	0238-27-7211	障がい者、障がい児

※支給決定後に郵送される「受給者証」及び「利用管理票」を契約する事業所に持参してください。

●自己負担額

利用料の5%を自己負担額として事業所へ直接お支払いください。

ただし、利用者の負担軽減を図る観点から、世帯の所得により1月あたりの限度額を設けています。（負担上限月額）

所得区分		負担上限月額
生活保護世帯	生活保護法の適用を受けている世帯	0円
低所得世帯（非課税世帯）	市民税非課税世帯	0円
一般世帯1（課税世帯）	市民税課税世帯 （同一世帯員全員が所得割額16万円未満）	9,300円
一般世帯2（課税世帯）	上記以外	37,200円

※世帯は住民基本台帳上の世帯とする。

●変更申請

次の内容に変更がある場合は、利用変更届（様式第33号）を提出してください。

- ・住所等を変更した場合
- ・支給量を変更する場合

●利用する事業所の変更

利用する事業所を変更する場合は、ご自身で事業所へ連絡してください。

市への報告は不要です。

また、複数の事業所と契約することも可能です。

●利用までのフロー図

① 相談・申請

福祉あんしん課又は相談支援事業所等へ相談。そのうえで日中一時支援事業の利用が必要な場合は、利用申請を行ってください。



② 調査

障害支援区分の認定調査を実施。（既に区分の認定を受けている場合は省略可能）
※児童の場合、5領域20項目の調査を実施。（既に実施している場合は省略可能）



③ 支給決定・通知・交付

調査結果をもとに市で支給決定を行います。決定通知書・受給者証・利用管理票を利用者へ通知・交付します。（決定まで約2週間かかります。）



④ 利用開始

③で通知・交付のあった受給者証・利用管理票を事業所へ提示し契約のうえ、利用を開始します。利用の際に自己負担額をお支払いください。（事業所毎に集金方法が違いますので、ご確認ください）
※事業所によっては、自己負担額の他に食事代や入浴代等、別途実費負担が発生する場合があります。

●その他事業

事業所までご家族等での送迎が難しい場合、移動支援事業の対象となる可能性がありますので、ご相談ください。